

接骨院・整骨院で健康保険が使えない場合があります

多くの接骨院・整骨院では、「各種保険取り扱い」などと表示していますが、保険証を使う場合にはルールがあります。今年5月から、料金とルールが一部変更になりました。正しい知識をもって、ルールを守りましょう。



肩こりの解消には運動が一番!
 マッサージもいいですが、肩こりの解消には、運動がおすすめ。エアロビクスやラジオ体操、水泳など上半身を多く動かす全身運動は特に効果的です。



接骨院・整骨院は病院ではありません!

接骨院・整骨院で施術を行う柔道整復師は医師とは異なり、レントゲンや注射、薬の処方などの治療行為を行うことが認められていません。病院と同じように健康保険が使えるのは、**受傷原因の明らかな外傷性のケガのみ**に限られています。なお、骨折・ひび、脱臼は応急処置のための最初の1日を除き、医師の同意が必要です。

単なる肩こりや筋肉疲労には健康保険は使えず、全額自己負担となることを知っておきましょう。

●健康保険が使えるのはこれだけ!

- ねんざ
 - 打撲
 - 肉離れ
- } 医師の同意が必要ない
- 骨折・ひび
 - 脱臼
- } 医師の同意が必要
- ※応急処置を除く



後から全額負担を求められることもあります

接骨院・整骨院では、患者が「療養費支給申請書」に署名することで、窓口での支払いが自己負担分(1~3割)のみで済むようになっています。このとき、申請書の内容をよく確認しなかったり、白紙の申請書に署名をしてしまうと、水増し請求などの不正請求の原因になります。傷病名、傷病原因、施術内容、金額などを必ず確認してください。

また、もし接骨院・整骨院で「健康保険が使える」と説明を受けたとしても、**健康保険の対象外と判明したときには、後で全額自己負担となることもあります**ので、十分注意しましょう。

●全額自己負担となるケース

- 日常生活の疲れからくる肩こり・筋肉疲労など
- 四十肩・五十肩など加齢からくる体の痛み
- 重複受診(整形外科と接骨院の同時受診など)
- リウマチや神経痛などに起因する痛み

はり・きゅう、マッサージでは ルールが異なります!



はり・きゅう、マッサージは、健康保険適用の施術であっても、費用はいったん、全額を支払っていただき、後日、健保組合に基準料金を請求していただくことになります。

● はり・きゅうで健康保険が適用されるのは…

下記の対象疾患で、医療機関を受診しても治療効果を得られず、医師がはり・きゅうの施術を認めた場合に限り健康保険が適用されます。なお、同一の疾患で医療機関での診療と並行して施術を受けた場合、はり・きゅうの施術料は全額自己負担となります。

対象疾患	神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸腕症候群、頸椎ねんざ後遺症 など
------	------------------------------------

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても、認められる場合があります。

● マッサージで健康保険が適用されるのは…

脳血管障害の後遺症などによる筋まひ、筋委縮、関節拘縮などの症状があり、医師が治療上マッサージの施術を必要と認めた場合に限り健康保険が適用されます。

● 往療料を請求する際の注意点

はり・きゅう、マッサージの往療料は、歩行困難と医師が認めた場合に限られます。

● 請求の際は次の書類が必要です(すべて原本)

① 療養費支給申請書・同意書(はり・きゅう用、またはあんま・マッサージ用) ② 施術費用の領収証

健保組合が払い戻すのは、基準料金の7割※に相当する額です。実際に支払った金額の7割ではありませんのでご注意ください。

※未就学児は8割、70歳以上の方は9割(現役並み所得者は7割)となります。

2013年
5月

柔道整復師(接骨院・整骨院)の料金・ルールが変わりました

① 施術料が一部変わりました

初検料・再検料等が5円～95円程度引き上げられました。

② 3部位以上の施術は減額の幅が大きくなりました

多部位の施術は、基準料金の70/100から60/100へと、減額の幅が拡大されました。

③ 長期の施術には、経過や理由の文書を添付

④ 「療養費支給申請書」にサインするのは本人

⑤ 「療養費支給申請書」の住所欄に、住所のほか郵便番号・電話番号も記入